

新	旧
<p data-bbox="273 212 920 244">グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款</p> <p data-bbox="786 309 1122 533"> 2021年5月24日制定 2022年3月31日改正 2023年3月22日改正 2024年3月31日改正 <u>2025年2月18日改正</u> </p> <p data-bbox="87 598 725 630">(取組状況の確認等及び社会実装計画の審査の実施)</p> <p data-bbox="69 646 226 678">第1条 (略)</p> <p data-bbox="73 694 1108 917"> 2 原約款第8条は「甲は、業務委託契約書で定める委託期間の<u>終了に伴い</u>、基本方針に基づき、社会実装計画の審査（以下「甲による社会実装計画の審査」という。）を行うこととし、乙はこれを受け入れるものとする。また、甲は、委託期間終了後に、事業化の状況等の調査（以下「追跡評価等」という。）を行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする」とする。 </p> <p data-bbox="73 933 226 965">3～4 (略)</p> <p data-bbox="69 1029 338 1061">第2条～第3条 (略)</p> <p data-bbox="87 1125 725 1157">(目標達成度等に応じた甲及び乙の負担割合の変動)</p> <p data-bbox="69 1173 226 1204">第4条 (略)</p> <p data-bbox="73 1220 1108 1396"> 2 乙が各事業年度に受けられる概算払の上限額（以下「各年度概算払上限額」という。）は、当該年度の限度額から、研究開発・社会実装計画に記載するインセンティブ率（以下、単に「インセンティブ率」という。）を乗じた額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を減じた額とする。 </p>	<p data-bbox="1346 212 1993 244">グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款</p> <p data-bbox="1861 309 2197 485"> 2021年5月24日制定 2022年3月31日改正 2023年3月22日改正 2024年3月31日改正 </p> <p data-bbox="1160 598 1798 630">(取組状況の確認等及び社会実装計画の審査の実施)</p> <p data-bbox="1144 646 1301 678">第1条 (略)</p> <p data-bbox="1149 694 2184 917"> 2 原約款第8条は「甲は、業務委託契約書で定める委託期間の<u>最終年度に</u>、基本方針に基づき、社会実装計画の審査（以下「甲による社会実装計画の審査」という。）を行うこととし、乙はこれを受け入れるものとする。また、甲は、委託期間終了後に、事業化の状況等の調査（以下「追跡評価等」という。）を行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする」とする。 </p> <p data-bbox="1144 933 1296 965">3～4 (略)</p> <p data-bbox="1144 1029 1413 1061">第2条～第3条 (略)</p> <p data-bbox="1162 1125 1800 1157">(目標達成度等に応じた甲及び乙の負担割合の変動)</p> <p data-bbox="1144 1173 1301 1204">第4条 (略)</p> <p data-bbox="1149 1220 2184 1444"> 2 乙が各事業年度に受けられる概算払の上限額（以下「各年度概算払上限額」という。）は、<u>当該年度の委託業務の実施に要した経費の額</u>と当該年度の限度額<u>のいずれか低い額</u>から、<u>当該金額に</u>研究開発・社会実装計画に記載するインセンティブ率（以下、単に「インセンティブ率」という。）を乗じた額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を減じた額とする。 </p>

新	旧
<p>3 甲は、野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、事業終了時点における目標の達成度に国費負担額を連動させる成果報酬のようなインセンティブ措置を講じることとし、その手段として甲による社会実装計画の審査やWGでの議論の結果を踏まえ、原約款第15条第1項に基づき甲が支払うべき額として確定する額の一部として、乙に対してインセンティブ額（委託業務の実施に要した経費の総額と契約金額とのいずれか低い額にインセンティブ率を乗じた額に目標の達成度に応じた係数（以下、単に「目標達成度係数」という。）を乗じた金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を支払うことができる。<u>このとき、原約款第15条第1項に基づき甲が支払うべき額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額から、当該金額にインセンティブ率を乗じた額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を減じた額に、インセンティブ額を加えた額とする。</u></p> <p>4～7（略）</p> <p><u>（技術移転防止に係る事前相談）</u></p> <p><u>第5条 乙は、基本方針に基づき、乙又はそのグループ会社が、次項に定める他者（乙の子会社を含む。以下同じ。）又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する40日前までに研究開発・社会実装計画を作成する担当省庁（以下、単に「担当省庁」という。）に事前に相談しなければならない。</u></p> <p><u>一 コア重要技術等（基本方針に基づく技術をいう。以下同じ。）の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを乙が知った場合</u></p> <p><u>イ 過去5年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者</u></p>	<p>3 甲は、野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、事業終了時点における目標の達成度に国費負担額を連動させる成果報酬のようなインセンティブ措置を講じることとし、その手段として甲による社会実装計画の審査やWGでの議論の結果を踏まえ、原約款第15条第1項に基づき甲が支払うべき額として確定する額の一部として、乙に対してインセンティブ額（委託業務の実施に要した経費の総額と契約金額とのいずれか低い額にインセンティブ率を乗じた額に目標の達成度に応じた係数（以下、単に「目標達成度係数」という。）を乗じた金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を支払うことができる。<u>ただし、インセンティブ額の算定にあたり目標の達成度に応じた係数が1でない場合は、契約金額を、前項の各年度概算払上限額の総額にインセンティブ額を加えた額に変更した上で、原約款第15条第1項に基づき甲が支払うべき額を確定する。</u></p> <p>4～7（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者</u></p> <p><u>二 前号に掲げるおそれがあるとして担当省庁から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合</u></p> <p><u>2 他者又は他国に対する行為は、次の各号に掲げるいずれかの行為とする。</u></p> <p><u>一 他者に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、研究開発・社会実装計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する</u></p> <p><u>二 他者に対し、コア重要技術等を提供する</u></p> <p><u>三 他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う</u></p> <p><u>四 他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う</u></p> <p><u>五 他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）</u></p> <p><u>3 乙は、第1項に規定する相談の要否について確認した結果等について、第1条第4項に定める事業戦略ビジョンに記載した上で、甲が別途指定する期間内に甲に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 甲は、前項の事業戦略ビジョンの提出があったときは、当該事業戦略ビジョンを担当省庁に提供できるものとする。</u></p> <p><u>5 甲は、第3項の規定により提出された事業戦略ビジョンに不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合、担当省庁と協議の上、乙に対し、その是正のために必要な指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。</u></p> <p><u>6 原約款第37条第1項に次の1号を追加する。</u></p> <p><u>六 乙が特別約款第5条第3項の規定により提出した事業戦略ビジョンに虚偽の記載があった場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと担当省庁が判断したとき。</u></p>	

新	旧
<p>(取得財産の処分の制限) 第<u>6</u>条(略)</p>	<p>(取得財産の処分の制限) 第<u>5</u>条(略)</p>
<p>(外国法人の特例) 第<u>7</u>条(略)</p>	<p>(外国法人の特例) 第<u>6</u>条(略)</p>
<p>(経理責任者による適切な経費の使用の確認) 第<u>8</u>条(略)</p>	<p>(経理責任者による適切な経費の使用の確認) 第<u>7</u>条(略)</p>
<p>(委託業務の成果の情報発信) 第<u>9</u>条(略)</p>	<p>(委託業務の成果の情報発信) 第<u>8</u>条(略)</p>
<p>(経済産業省等への情報提供) 第<u>10</u>条 乙は、甲が委託業務に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて甲の主務省である経済産業省及び担当省庁に対して提供することに同意するものとする。</p>	<p>(経済産業省等への情報提供) 第<u>9</u>条 乙は、甲が委託業務に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて甲の主務省である経済産業省及び<u>研究開発・社会実装計画を作成する</u>担当省庁に対して提供することに同意するものとする。</p>
<p>(再委託先等との契約) 第<u>11</u>条(略)</p>	<p>(再委託先等との契約) 第<u>10</u>条(略)</p>
<p>(業務委託費積算基準) 第<u>12</u>条(略)</p>	<p>(業務委託費積算基準) 第<u>11</u>条(略)</p>
<p>(存続条項) 第<u>13</u>条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第52条に</p>	<p>(存続条項) 第<u>12</u>条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第52条に</p>

新	旧
<p>定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第1条第2項、第3条第6項から第<u>11</u>項まで、第<u>6</u>条、第<u>7</u>条、第<u>9</u>条から第<u>11</u>条まで</p> <p>(翻訳文との関係) 第<u>14</u>条(略)</p> <p>(原約款との関係) 第<u>15</u>条(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この特別約款は、2025年2月18日から施行する。</u></p> <p><u>2. ただし、改正後の第5条第6項の規定は、2025年4月1日以降、新たに締結する契約及び基本方針に基づくステージゲートを通過したことに伴う変更契約から適用する。</u></p>	<p>定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第1条第2項、第3条第6項から第<u>11</u>項まで、第<u>5</u>条、第<u>6</u>条、第<u>8</u>条から第<u>10</u>条まで</p> <p>(翻訳文との関係) 第<u>13</u>条(略)</p> <p>(原約款との関係) 第<u>14</u>条(略)</p>

「共有知的財産権利用許諾申請書」記載要領

(注¹)：種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権又はノウハウのうち、該当するものを記載する。

(注²)：番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。

(注³)：(1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

(2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

(3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

(4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称

該当する（1）～（4）の事項を記載する。

(注⁴)：具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。

(1) について

- 利用許諾先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。
- 利用許諾先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものではないか。
- 利用許諾先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。

(2) について

- 利用許諾先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か、国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどうになっているか。
- 利用許諾先が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。
- 利用許諾先により、国内企業（大学・研究機関を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがあるか。
- 利用許諾先により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

「共有知的財産権利用許諾申請書」記載要領

(注¹)：種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権又はノウハウのうち、該当するものを記載する。

(注²)：番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。

(注³)：(1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

(2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

(3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

(4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称

該当する（1）～（4）の事項を記載する。

(注⁴)：具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。

(1) について

- 利用許諾先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。
- 利用許諾先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものではないか。
- 利用許諾先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。

(2) について

- 利用許諾先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か、国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどうになっているか。
- 利用許諾先が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。
- 利用許諾先により、国内企業（大学・研究機関を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがあるか。
- 利用許諾先により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

新	旧
(別紙) 誓約事項 (略) (4) グリーンイノベーション基金業務委託費積算基準 (略)	(別紙) 誓約事項 (略) (4) グリーンイノベーション基金業務委託費積算基準 (略)